

次世代育成支援対策推進法に基づく J Aおちいまばりグループ行動計画

職員が仕事と子育てを両立できる環境を整え、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような職場風土を築くため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年8月3日から平成30年3月31日（2年7ヵ月間）

2. 内 容

【目標1】産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除など、制度の周知や情報提供などを行う。

<対策>平成27年8月から制度についてイントラネット等を活用し、職員・社員に情報提供する。

【目標2】妊娠中や産前産後休業・育児休業復帰後の相談窓口を設置する。

<対策>平成27年8月から相談窓口を設置しイントラネット等を活用し、職員・社員に周知する。